

入間市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>29,430円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>41,072円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>44,630円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>58,212円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>64,680円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,616円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号) <u>第22条第22号</u>の規定により要保護者とみなされる支援給付を必要とする状態にある者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護(同令 <u>第22条第22号</u>の規定により保護とみなされる支援給付を含む。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令 <u>第38条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ又は第12号</u></p>	<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>29,640円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>41,496円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>44,460円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>53,352円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>59,280円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>65,208円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号) <u>第22条第21号</u>の規定により要保護者とみなされる支援給付を必要とする状態にある者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護(同令 <u>第22条第21号</u>の規定により保護とみなされる支援給付を含む。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令 <u>第39条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ <u>又は第11号イ</u></p>

イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 84,084円

ア 合計所得金額が125万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 97,020円

ア 合計所得金額が210万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,956円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 122,892円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を

 に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 74,100円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 88,920円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イ に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 94,848円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イ に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 109,668円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 135,828円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 148,764円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 155,232円

2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、10,995円とする。

3 第1項第2号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、12,936円とする。

4 第1項第3号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、323円とする。

5 略

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の賦課）

第4条 略

2 略

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ_____に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 118,560円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）_____に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 130,416円

2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、11,856円とする。

3 第1項第2号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、14,820円とする。

4 第1項第3号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、2,964円とする。

5 略

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の賦課）

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口_____に該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略